

# 東紀州環境施設組合財政状況の公表に関する条例

令和3年4月28日

条例第31号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項の規定に基づき、組合の財政に関する事項(以下「財政状況」という。)の公表について定めるものとする。

(公表の時期)

第2条 財政状況の公表は、毎年2回行うものとする。

2 天災その他避けることのできない事故により、前項の時期に財政状況を公表することができないときは、管理者は、事故の止んだときから1か月以内において、これを公表しなければならない。

(公表の方法)

第3条 前条に定める財政状況の公表の方法は、東紀州環境施設組合公告式条例(令和3年東紀州環境施設組合条例第4号)の定めるところによる。

2 前項の規定により公表した財政状況は、その公表の日から1か月間管理者の指定した場所において閲覧に供さなければならない。

(公表の内容)

第4条 公表に関する文書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 歳入歳出予算の執行状況
- (2) 財産、公債及び一時借入金の現在高
- (3) その他財政に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。